

苦小牧市福祉のまちづくり推進計画

みんなでつくる やさしいまち苦小牧



[苦小牧市福祉のまちづくりシンボルマーク]
和歌山市在住の椿本信一さんの作品です。

平成17年3月
苦小牧市

はじめに

少子・高齢化の急速な進行や高齢者や障害者等の自立意識の高まりとともに、健康で豊かさを実感できる暮らしに対する市民の関心が高まっております。

こうした中で、高齢になっても、障害があっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられること、安心して子どもを生み育てられることは市民だれもの願いです。

そこで、苫小牧市では、子ども、高齢者、障害者などすべての市民の社会的な自立や社会参加を容易にし、住み慣れた地域で豊かな生活を送ることができるよう、高齢者や障害者等の自立や社会参加を困難にしているさまざまな障壁（バリア）を取り除くため、平成14年に「苫小牧市福祉のまちづくり条例」を制定しました。

この条例の目的は、高齢者、障害者だけでなく子どもや妊婦など、すべての人々が安心して快適な日常生活を営み、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる地域社会を実現することにあります。

このたび制定した「福祉のまちづくり推進計画」は、この条例に基づき福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進をするためのもので、市、事業者及び市民が、それぞれの立場で、分担して役割を果たし協力して、より豊かな未来を築くことを目指すものであります。

市民の皆さん、事業者の皆さんのご理解とご協力、より一層の取り組みをお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、ご意見をいただいた「福祉のまちづくり推進会議」の委員の皆さんに心から感謝申し上げます。

平成 17 年 3 月

苫小牧市長 櫻井 忠

目 次

1	推進計画策定の概要	
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 福祉のまちづくりの経緯	1
2	高齢者、障害者等の現状	
	(1) 高齢者、障害者等の推移	4
	(2) バリアに関する苫小牧市内の現状	5
3	推進計画の基本的な考え方	
	(1) 市・事業者・市民の協働	7
	(2) ハードとソフトが連携したまちづくり	7
	(3) 状況に応じた柔軟な運用	8
	(4) 計画期間	8
4	福祉のまちづくりの目標	
	(1) 福祉のまちづくりの基本的視点	9
	(2) 福祉のまちづくりの目標	9
5	施策の推進	
	(1) 情報の収集・提供	1 1
	(2) 意識づくりと行動	1 2
	(3) 普及と啓発	1 4
	(4) 防災対策の推進	1 5
	(5) コミュニケーション手段の整備	1 6
	(6) 建築物・道路・公園等の整備	1 8
	(7) 主要事業	2 2
6	推進体制の整備	2 5
7	資料	
	(1) 苫小牧市福祉のまちづくり条例	2 6
	(2) 福祉のまちづくり推進会議	3 2

1 推進計画策定の概要

(1) 計画策定の趣旨

すべての人が安心して快適な日常生活を営み、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる地域社会の実現は、市民の共通の願いです。このような社会を実現するためには、お年寄り、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人などの日常生活や社会参加を困難にしているさまざまな障壁を取り除き、人にやさしい「福祉のまちづくり」を推進していくことが必要であり、苫小牧市では平成14年3月に「苫小牧市福祉のまちづくり条例」を制定しました。

条例では、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画を策定することを規定しており、このたび、「苫小牧市福祉のまちづくり推進会議」のご意見やアンケート調査を参考に「福祉のまちづくり推進計画」として策定したものです。

この計画には、条例の趣旨に基づき、市、事業者及び市民が取り組む具体的な事項や公共施設の整備に加え、意識づくりやコミュニケーションなどソフト面の事項についても盛り込んだところです。

(2) 福祉のまちづくりの経緯

本市では、昭和59年6月に、「苫小牧市福祉のまちづくり環境整備要綱」を制定し、身体障害者、病弱者、妊産婦、老人など行動に支障がある方が建築物などを利用しやすく整備し、福祉のまちづくりを推進してきました。

しかし、社会の急激な高齢化の進展、障害者の自立と社会参加の要請の高まりの中で、公共施設、駅、道路、公園などのバリアフリ

ー化を図り、高齢者や障害者が地域で住み続けられるまちづくりを促進することが重要な課題となってきたところです。

国においても、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)が、平成12年には、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)が制定され、また、北海道では、平成9年に、「北海道福祉のまちづくり条例」が制定されました。

こうした中、苫小牧市では、より一層、福祉のまちづくりを推進するため、平成11年条例化の方針を決定、平成13年には、検討懇話会を設置し、同会からの提言を受け平成14年3月に「苫小牧市福祉のまちづくり条例」を制定いたしました。

	国	北海道内	苫小牧市
昭和59年			・苫小牧市福祉のまちづくり環境整備要綱制定
昭和61年		・北海道福祉環境整備要綱	
平成 6年	・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）		
平成 9年		・北海道福祉のまちづくり条例施行	
平成11年		・札幌市福祉のまちづくり条例施行	・福祉のまちづくり条例制定の方針
平成12年	・高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）		
平成13年5月			・福祉のまちづくり条例検討懇話会設置（委員15名） *懇話会 4 回起草委員会 2 回開催
平成13年8月			・検討懇話会「苫小牧市福祉のまちづくり条例の制定にむけた提言」提出
平成14年3月			・苫小牧市福祉のまちづくり条例制定
平成14年6月			・ <u>苫小牧市福祉のまちづくり条例施行</u>
平成14年7月	・ハートビル法の一部改正公布	・函館市福祉のまちづくり条例施行	
平成14年9月			・第1回福祉のまちづくり推進会議 *委員委嘱15名
平成15年1月			・第2回福祉のまちづくり推進会議
平成15年4月	・ハートビル法改正施行		
平成15年6月			・第3回福祉のまちづくり推進会議
平成15年7月			・福祉のまちづくりに関するアンケート調査
平成15年10月		・北海道福祉のまちづくり条例の一部改正施行	
平成15年11月			・第4回福祉のまちづくり推進会議 ・福祉のまちづくりシンボルマーク決定 ・苫小牧駅エレベーター設置

2 高齢者、障害者等の現状

(1) 高齢者、障害者等の推移

平成 17 年 1 月時点における本市の 65 歳以上の高齢者数は 29,781 人、高齢化率は 17.2% です。高齢化率の推移をみると、昭和 55 年が 5.6% であり、10 年後の平成 2 年では 9.4%、20 年後の平成 12 年は 14.8% で、高齢化が急速に進んでいます。その一方で、15 歳未満の人口は、減少しており、少子化も進んでいます。

障害者は、身体障害者が、平成 17 年 1 月で 7,045 人、知的障害者が 1,092 人、精神障害者が 2,563 人（平成 16 年 12 月）となっており、障害者の種類を問わず、年々増えております。

身体障害者の障害別については、肢体障害が最も多く、全体の 62% となっております。

単位：人

	1980 年 (昭和 55 年)	1990 年 (平成 2 年)	2000 年 (平成 12 年)	2005 年 (平成 17 年)
総人口	151,967	160,118	172,086	173,118
15 歳未満	38,770	32,969	26,445	24,576
年少率	25.5%	20.6%	15.4%	14.2%
65 歳以上	8,485	15,071	25,397	29,781
高齢化率	5.6%	9.4%	14.8%	17.2%
身体障害者	2,507	4,237	5,844	7,045
知的障害者	435	689	974	1,092
精神障害者			1,592	2,563

身体障害者の障害別状況

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	183	151	58	42	49	41	524
聴覚・言語障害	18	167	96	135	2	204	622
肢体障害	882	1,076	889	905	463	177	4,392
内部障害	975	18	303	211	0	0	1,507
計	2,058	1,412	1,346	1,293	514	422	7,045

* 内部障害 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸等機能障害

(2) バリアに関する苫小牧市内の現状

市内にある公共の建築物については、国のハートビル法の施行などでバリアフリー化された施設が増加はしているものの、整備されていない古い建築物がまだあるのが現状です。

また、民間施設のうち病院や大型店など大規模施設は、比較的バリアの除去に配慮されていますが、小規模施設では整備が進んでいないのが現状です。

市の公園については、出入口の段差解消や身体障害者用のトイレの改修など一部については整備が進んできていますが、まだ十分とはいえません。

道路や歩道については、冬季間の除雪のあり方や路面凍結などが行動面での大きな支障となっています。

鉄道やバス等の公共交通機関は、高齢者や障害者等にとって重要な移動手段となっており、苫小牧駅にエレベーターや多機能トイレが設置され、市営バスに低床バスやノンステップバスが導入されるなど、バリアフリー化が進められています。

市の公共施設のバリアフリー化状況（主なもの）

施設名	身体障害者用駐車場	出入口段差なし	トイレの整備			その他の主な整備内容
			車いす用トイレ	洋式トイレ	オストメイト	
市役所	○	○	○	○	○	点字ブロック、低カウンター、エレベーター、オムツ替え
市民会館	○	○	○	○		車椅子用観覧席、エレベーター
勇払出張所						点字ブロック
のぞみコミュニティセンター						点字ブロック、低カウンターオムツ替え
豊川コミュニティセンター						
沼ノ端コミュニティセンター						
住吉コミュニティセンター						点字ブロック、エレベーター
植苗ファミリーセンター						オムツ替え
高丘霊葬場						オムツ替え
老人福祉センター						
心身障害者福祉センター	○	○	○	○		出入口にチャイム、点字ブロック、低カウンター、2階スロープ

施設名	身体障害者用駐車場	出入口口段差なし	トイレの整備			その他の主な整備内容
			車いす用トイレ	洋式トイレ	オストメイト	
保健センター						
生活館	○	○	○			点字ブロック
市民活動センター	○	○	○	○	○	出入口にチャイム、点字ブロック、低カウンター、エレベーターオムツ替え
樽前交流センター						低カウンター
技能研修センター						点字ブロック、階段昇降機
労働福祉センター						
テクノセンター						エレベーター
サンガーデン	○	○	○	○		エレベーターオムツ替え
緑ヶ丘公園展望台						エレベーター
清水野球場						
サッカー場、庭球場						
文化会館	○	○	○	○		点字ブロック、低カウンター、エレベーター
文化交流センター	○	○	○	○		点字ブロック、授乳、車いす用観覧席、低カウンター、エレベーターオムツ替え
中央図書館	○	○	○	○		点字ブロック、低カウンター、エレベーターオムツ替え
科学センター						
リサイクルプラザ苫小牧						点字ブロック、授乳、エレベーター
博物館	○	○	○	○		点字ブロック、エレベーター
勇武津資料館						
勤労青少年ホーム						
総合体育館	○	○	○	○		
日吉体育館						
川沿公園体育館						低カウンター
ハイランドスケートセンター						
日新温水プール						
ときわスケートセンター						
白鳥アリーナ	○	○	○	○		点字ブロック、車椅子用観覧席、エレベーター
沼ノ端スケートセンター						車椅子用観覧席、低カウンター
屋内ゲートボール場						
勇払マリナー						オムツ替え
駅前バスターミナル						

3 推進計画の基本的な考え方

(1) 市・事業者・市民の協働

福祉のまちづくりは、それぞれの主体が担うべき役割を認識し、連携して取り組まなければ実現できません。各主体の役割を以下のとおり明確にし、その役割に基づき推進計画を展開していきます。

市の役割 福祉のまちづくりの推進体制を整備するとともに、地域住民のニーズの把握に努め、福祉のまちづくり施策のきめ細かい展開を図るほか、公共施設の整備にあたっては、バリアフリー化に配慮します。

事業者の役割 自らの社会的役割を認識し、自らの責任で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる施設整備を行うなど、福祉のまちづくりに努めます。

市民の役割 地域における福祉のまちづくりに積極的に協力、参加するとともに、高齢者や障害者への正しい理解を深め、問題解決に取り組めます。

(2) ハードとソフトが連携したまちづくり

福祉のまちづくりは、ハード面の整備と併せて市民の意識づくりや情報の提供、コミュニケーション手続の確保といったソフト面での対応がなければ実現できません。ハードとソフトとの連携を図りながら取り組んでいきます。

(3) 状況に応じた柔軟な運用

本計画を実施していくなかで、市民の要望や制度改革など新たな問題が生じた時は、福祉のまちづくり推進会議で議論をいただき計画を改正するなど、柔軟な運用を行います。

(4) 計画期間

この計画の期間は、平成 1 6 年度から平成 2 5 年度までの 1 0 年間とします。

4 福祉のまちづくりの目標

(1) 福祉のまちづくりの基本的視点

高齢者、障害者が暮らしやすいまちは、すべての人にとって暮らしやすいまちです。高齢者や障害者のためだけにバリアフリー化をするのではなくすべての人が使いやすく、利用しやすいモノや住みやすい環境をつくり出すことが重要です。

このような認識に立って、福祉のまちづくりを推進することで、すべての市民が等しくやさしい環境で生活し、高齢者も障害者も積極的な社会参加ができる、人にやさしいまちづくりの実現が可能になります。

(2) 福祉のまちづくりの目標

福祉のまちづくりの目標は「すべての人にやさしいまち苦小牧」の実現で、以下の5項目を具体的な目標として掲げます。

人間性が尊重されるまち

本市で生活するすべての人の人間性が尊重され、社会の構成員の一人として生きがいをもって生活し、活動できるノーマライゼーションの理念が定着したまち

自由な移動が保障されるまち

高齢者、障害者を含むすべての人が、自力で安心して、安全に移動することが保障され、社会参加が実現するまち

社会的連帯が実現されるまち

高齢者、障害者等の自立とともに、若い世代と高齢者、障害のある人とない人が互いに理解し連帯して、共に支えあいながら、豊かに生きることのできるまち

地域での生活が持続できるまち

地域での共助により住み慣れた地域で住み続け、働き、学び、遊べるなど、地域での生活が持続できるまち

快適さや豊かさを実感できるまち

バリアフリーを当然のことと受けとめながら、まちの美しさ、ゆとりなど、このまちで生活することの快適さや豊かさを実感できるまち

5 施策の推進

(1) 情報の収集・提供

現状と課題

福祉用具や施設設備などが著しく進歩しているなか、福祉のまちづくりに関する情報を的確に収集する必要があります。

また、市、事業者、市民がお互いの情報を共有することも重要となります。

さらに、公共的施設等の整備状況についても、どのようにバリアフリー化されているのかという情報の提供が不足しています。

推進の考え方

福祉のまちづくりに関する情報をあらゆる手段を利用しながら収集し、高齢者、障害者のみならず、市民や事業者に提供するしくみを確立します。

推進の方向性

- 福祉のまちづくりについての情報を収集するとともに、わかりやすく市民や事業者に提供します。
- バリアフリーマップを作成し、車いす等に対応した施設の情報を提供します。
- ホームページ、パンフレットなどにより福祉のまちづくりの広報・PRに努めます。
- 福祉のまちづくり推進会議を定期的を開催し、推進計画の進捗状況を点検し、その結果を公開します。

(2) 意識づくりと行動

現状と課題

福祉のまちづくりは、ハードの整備ばかりでなくソフトの対応がなければ実現できません。高齢者や障害者に対する心のうちにあるバリア(障壁)を除くことが必要です。

推進の考え方

高齢者、障害者等の社会参加を阻んでいる障害への無知、誤解、偏見など意識上のバリア(障壁)の除去に努めます。

障害に対する正しい知識の普及、啓発に努め、相互に理解し支えあう意識を育てます。

推進の方向性

- 市の職員、市民、事業者が障害について学ぶことができるよう疑似体験できるボランティア講座などを実施します。
- 市民が高齢者や障害者団体の行事に積極的に参加できるよう働きかけます。
- 次代を担う児童・生徒に対して実施される福祉教育に積極的に協力します。
- 公共的施設を整備するにあたっては、できるだけ高齢者、障害者等の意見を反映させるように努めます。

事業者の取り組みとして

- 高齢者、障害者等についての正しい知識を学ぶ機会をつくりましょう。
- 地域におけるイベントを行う際には、障害者、高齢者等の参加に配慮しましょう。
- 先進的な企業の福祉活動を学び、企業の社会貢献について理解を深め実践しましょう。
- 施設を整備する際には、できるだけ高齢者や障害者の意見を聞きましょう。

市民の取り組みとして

- 近所にいる高齢者、障害者等と日頃から交流を図りながら、日常生活の上で困っているとき、助けあいましょう。
- 高齢者、障害者等が孤立することのないような地域づくりに努めましょう。
- 地域のイベントに、障害者、高齢者とともに、積極的に参加しましょう。
- 障害者、高齢者等とともに、まちを歩いたり、ボランティア活動などを体験し、障害の状況を理解しましょう。
- 障害者、高齢者等についての正しい知識を各種講座、研修、勉強会などに参加して、学びましょう。

福祉のまちづくりアンケートから

- 声 障害者は見た目で見分けがつかない人もたくさんいることを知ってください
- 声 ひとり一人の意識の向上、モラル向上が大切です。
- 声 全ての障害や病気の症状に対する差別や偏見を捨て、謙虚な心を持って受け入れ、認めた上で理解してもらいたい

(3) 普及と啓発

現状と課題

福祉のまちづくりの重要性に対する認識は少しずつ浸透してきていますが、まだまだ市民、事業者に十分に理解されていない状況です。

そのために、「福祉のまちづくり条例」の周知を図るとともに、条例の趣旨を活かした取り組みをした事業者等を顕彰し、その取り組みをより広めていくことが必要です。

推進の考え方

「福祉のまちづくり条例」を広く市民、事業者に周知していきます。

条例の整備基準に適合した施設に適合証を交付するとともに、自主的に福祉のまちづくりに取り組んでいる市民や事業所を積極的に顕彰します。

推進の方向性

○「福祉のまちづくり条例」の整備基準や「福祉のまちづくり推進計画」の普及を図るために、パンフレットの配布を行うとともに、事業者に対し相談や指導を行っていきます。

○「福祉のまちづくり条例」に基づく適合証を交付した施設について、広報紙やホームページ等で、高齢者や障害者等にやさしい施設として積極的にPRしていきます。

○福祉のまちづくりに関し自主的な取り組みをした市民や事業所を表彰し、取り組みの普及・拡大に努めます。



適合証

(4) 防災対策の推進

現状と課題

高齢化が急速に進む現在、核家族化の影響などとあいまって高齢者世帯が急増しています。

そのなかで、在宅で暮らす寝たきりの高齢者や障害者等、災害時に援護を要する方も多くなっています。災害時要援護者への防災対策を積極的に進めていくことは、これまで以上に重要な課題となっています。

また、災害時には、行政による活動とあわせ、地域住民による自主的な援護活動も重要な役割を担います。

推進の考え方

苫小牧市地域防災計画に基づき、高齢者、障害者等への防災の知識や災害時の備えを周知するとともに、災害時に援護を必要とする方への対策を講じます。また、地域住民の防災への自主的な取り組みを支援していきます。

推進の方向性

高齢者、障害者等に対し、日頃の災害への備えの普及、啓発を図ります。

地域住民の共同参加による防災訓練へ、高齢者、障害者等の参加を促します。

災害時要援護者対応防災マニュアルを作成します。

避難所経路や避難所のバリアフリー化の整備を図ります。

目や耳の不自由な方への警告や避難勧告の伝達について対策を講じていきます。

避難所で高齢者や障害者等に対し、必要に応じ介護・介助者などによる支援に配慮していきます。

(5) コミュニケーション手段の整備

現状と課題

地域社会で生活していくためには、さまざまな情報を受け取り、発信し、多くの人々とコミュニケーションをとっていくことが重要です。しかし、高齢者、障害者等は必要な情報を的確に受信・発信する機会が得られないことが多く、コミュニケーションを行うのが難しい場合があることから、個々の障害に応じた配慮が必要です。

また、近年インターネット等の普及による高度情報化を背景に、情報交換手段の多様化が進んでいます。

こうした状況をふまえて、障害特性に応じた新しい環境整備に取り組み、多元的な情報交換を推進していくことが必要です。

推進の考え方

すべての人にとって「情報の受信」「情報の利用」「情報の発信」は生活上不可欠です。どのような障害があっても、必要な情報を障害特性に応じた手段で必要な時に受発信できるような環境をつくります。

推進の方向性

○聴覚障害に手話通訳や要約筆記のようにそれぞれの障害の特性に配慮した情報提供の手法を検討し、情報の入手が容易になるよう、多様な情報提供手段を充実します。

情報の格差が生じないよう、高齢者、障害者のために、パソコン教室を開催するなどIT機器等の利用拡大に努めます。

必要な時に、必要な情報を容易に入手できるよう、公共施設など身近な場所での情報提供の充実に努めます。

事業者の取り組みとして

- 手話のできる店員を養成したり、点字メニューを置いたりしましょう。
- 音声情報機器の導入など、高齢者、障害者等の特性に対応した情報やサービスの提供に努めましょう。

市民の取り組みとして

- 目の不自由な方や耳の不自由な方などには、その人に応じた手段でコミュニケーションを図りましょう。
- 手話や要約筆記を学んでみましょう。

(6) 建築物・道路・公園等の整備

現状と課題

高齢者、障害者等がまちに出ると、建築物の出入口が狭い、段差がある、トイレ等の設備が不十分、歩道が整備されていない等、依然として多くの問題があります。公共的施設については、すべての人が安全かつ円滑に使えるように整備を進める必要があります。

推進の考え方

高齢者、障害者等にとってどのようなところが障壁（バリア）になっているかを把握し、身近な施設や緊急に整備が必要な箇所から順次整備してまいります。

また、市の公共施設はもちろんのこと民間の施設についても整備・改善を促してまいります。

福祉のまちづくりアンケートから

- 声 オストメイトトイレが他より遅れている
- 声 散髪屋や飲食店など民間のバリアフリー化を図る
- 声 洋式トイレを増やしてほしい
- 声 公共の物を造るとき障害者の意見を聞く
- 声 店舗に簡単なスロープをつけてほしい

推進の方向性

○「苫小牧市福祉のまちづくり条例」を周知するとともに、条例で定められた着手前の届出などを活用し、公共的施設のバリアフリー化を進めます。

○市の施設の新築、改築や施設整備等に際しては、高齢者、障害者等の意見が反映するよう努めます。

民間の施設については、技術的支援など、様々な手法により、自主的な改善を促します。

○建築物、道路、公園等の施設を連続してバリアフリー化するよう努めます。

建築物 ○公共施設のトイレの整備や段差解消などのバリアフリー化については、新築時に整備基準に沿って整備を進めるとともに、既存施設についても、増改築の際に整備していきます。又、緊急性の高いものについては、早急に改善していきます。

○身体障害者用駐車場の設置や整備を進めるとともに適正な利用を促します。

道路 点字ブロックの設置や歩道の段差解消など整備・改善に努めるとともに、定期的に点検を行います。

冬季間については、歩道の除雪の強化など、高齢者や障害者等が冬でも安心して外出できる除雪対策の充実に努めます。

視覚障害者の歩行の安全を考え、利用者の多いところに音響式誘導信号機が設置されるよう関係機関に要請していきます。

福祉のまちづくりアンケートから

声 歩道の除雪を丁寧にしてほしい、アイスバーンをどうにかしてほしい等冬期間の意見が多数有り

声 道路に勾配や段差があり、車いす及び障害者、高齢者の歩行に支障がある

声 遊歩道、公園などベンチや小休止する場所がほしい

○違法駐車等の防止に関する条例の制定などにより、安全で快適な生活環境の確保に努めます。

公 園 ○高齢者や障害者が、緑に親しめるよう既存の公園等の改修にあたってバリアフリーを積極的に導入するとともに、新たに設置する公園には「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れた施設整備に配慮していきます。

○公園の出入口や園路の段差を解消していきます。

身体障害者用トイレや手すり、高齢者や障害者等が使いやすいベンチ、野外卓、水飲み台の設置を進めていきます。

公共交通機関

バス停留所について箱型、上屋型、ベンチ等バス待合所の設置に努めます。

停留所の除雪に努めます。

駅周辺の放置自転車は、視覚障害者や車いす使用者などの通行の妨げになっているため関係機関と連携して解消に努めます。

利用しやすいバス車両を導入していきます。

福祉のまちづくりアンケートから

声 バスの乗り降りの階段が高い

声 冬の停留所の乗り降りの時足元滑る

声 市営バスの低床バスは乗りやすい

声 バス停留所に屋根だけでも設置してほしい

住 宅 市営住宅の建設にあたっては、エレベーターの設置などバリアフリー化を進め高齢者、障害者等誰もが安全で快適に暮らせる住宅の整備に努めます。

車いす専用の市営住宅を整備します。

事業者の取り組みとして

- 福祉のまちづくり推進計画を読みましょう。
- 施設整備などを進める際には、利用者の意見を取り入れながら、高齢者、障害者等が安全に、安心して利用できるよう努めましょう。
- 福祉のまちづくりに関し、改善すべきところがあれば提案しましょう。
- 利用者の意見に耳を傾け、障害者、高齢者等が安心して、商品を購入し、サービスが受けられるようにしましょう。
- 点字ブロックに、看板や商品を置かないようにするなど、障害者、高齢者等にとって迷惑になる行為を慎みましょう。
- バリアフリー住宅の普及など、高齢者、障害者等が住みやすい住宅の供給に努めましょう。

市民の取り組みとして

- 福祉のまちづくり推進計画を読みましょう。
- 福祉のまちづくりに関し、改善すべきところがあれば提案しましょう。
- 街で困っている人を見かけたら、声をかけるなどし、気軽に助け合いましょう。
- 点字ブロックに自転車等を置かないようにするなど、障害者、高齢者にとって迷惑になる行為を慎みましょう。
- 身体障害者用駐車場を適正に利用しましょう。

福祉のまちづくりアンケートから

声 身体障害者用駐車場に健常者が止めていて困ります

声 歩道に車が駐車していて歩行に支障がある

(7) 主要事業（継続する事業および新たに実施する事業）

1 情報の収集・提供

事業名	内容
情報の収集	インターネット等による、先進事例の収集
情報の提供	福祉のまちづくり推進計画やバリアフリー化の状況などの情報をあらゆる媒体を通し発信
バリアフリーマップ作成	市内の公共的施設のバリアフリー化情報の提供 (16年度作成)
福祉のまちづくり推進会議	市民等が推進計画の策定など福祉のまちづくりに関し調査審議

2 意識づくりと行動

事業名	内容
ボランティア講座等の実施	市職員、市民、事業者が障害について疑似体験できる講座や研修の開催
高齢者、障害者団体のイベント等への参加促進	各種行事をホームページ等で紹介・案内
福祉教育の推進	児童生徒に対する福祉の教育への協力等

3 普及と啓発

事業名	内容
福祉のまちづくり条例の普及	パンフレットの配布 ホームページへの掲載 事業者に対する相談・指導
適合証の交付	苫小牧市福祉のまちづくり条例の整備基準に適合する施設に対し適合証を交付（ホームページ等で紹介）
福祉のまちづくり表彰	苫小牧市社会福祉表彰で福祉のまちづくりに関する取り組みを表彰 (18年度から実施)

4 防災対策の推進

事業名	内容
災害時要援護者対応防災マニュアル（仮称）の作成	高齢者、障害者等に対応した防災の知識や災害時の備えのあり方をマニュアル化 (20年度までに策定)

5 コミュニケーション手段の整備

事業名	内容
手話通訳員養成・派遣事業	聴覚障害者の意志疎通を図るため手話通訳員の養成及び派遣
手話通訳員の配置	本庁舎に専任の手話通訳員を配置
要約筆記者養成・派遣事業	中途失聴者や難聴者などのコミュニケーション手段として要約筆記者の養成及び派遣
障害者IT学習支援事業	障害者のパソコン教室開催
日常生活用具の給付	パソコンの給付、視覚障害者用テーブルコーダー等の給付
テープ（CD）、点字図書	盲人図書室（心身障害者福祉センター）、市立図書館にて声の広報誌（とまこまい、ほっかいどう）月刊誌、点字図書の貸出

6 建築物・道路・公園等の整備

(ア)建築物

事業名	内容
和式トイレの洋式化	勇払出張所等改修 (70カ所実施)
オストメイト対応トイレ整備等	文化交流センター等に設置 (10カ所実施)
多機能トイレ整備	ハイランドスポーツセンター（屋外）等整備
小中学校整備	増改築時に障害者用トイレやエレベーターを設置
市立総合病院整備	移転改築による施設のバリアフリー化整備 (18年度完成)
各施設整備	身体障害者用駐車場の整備、段差の解消、手すり設置、必要に応じて授乳室やオムツ替えの場所整備等
身体障害者専用駐車場の利用の適正化	身体障害者専用駐車場の適正に利用するための啓発活動

(イ)道路

事業名	内容
歩道のバリアフリー化	段差の解消や点字ブロックの敷設整備
歩道の除雪	通学路等の除雪等
視覚障害者用信号機等の設置	市内交差点整備
違法駐車等防止事業	違法駐車等の防止に関する条例の制定等 (17年度条例制定)

(ウ)公園

事業名	内容
利用しやすい公園の整備	沼ノ端北 3,4,5,7,13 号ほか 段差解消、施設整備
身体障害者用トイレ整備	日の出、緑葉、沼ノ端 3,4,7 号、勇払 3 号、西町、 いずも、新富 2 丁目ほか

(エ)公共交通機関

事業名	内容
利用しやすいバス停留所、待合所の整備	箱型、上屋型バス待合所、ベンチの設置
苫小牧駅周辺のバリア解消	駐輪場利用の際のルール徹底、マナーの向上の充実

(オ)住宅

事業名	内容
市営住宅の整備	建替の際にバリアフリー化(車いす専用住宅、エレベーター、身体障害者用駐車場等)、手すりの設置
車いす専用市営住宅の整備	車いす利用者に対応した住宅の設置(22戸整備) 26戸 48戸

6 推進体制の整備

今後、福祉のまちづくりに関する国等の制度の改正や技術の進歩が想定されます。さらに、少子・高齢化による社会環境が急激に変化していきます。この状況に合わせ、福祉のまちづくりに関する施策を適宜見直し、時代の要請に応じていかなければなりません。

そのため、推進計画の進行管理を行う体制と、社会の変化に対応した条例や推進計画の見直しのためのしくみをつくります。

・ 苦小牧市福祉のまちづくり推進会議

推進計画の策定や変更さらに福祉のまちづくりについて調査審議し、市長に意見を述べる機関として、市民や学識経験者で構成される福祉のまちづくり推進会議を定期的を開催します。また、推進計画の進行管理も行います。

・ 苦小牧市まちづくり推進会議福祉部会

市役所全体で福祉のまちづくりに取り組むため、庁内各部課で組織された苦小牧市まちづくり推進会議福祉部会を定期的を開催し、推進計画の進行状況の把握をするとともに、条例や推進計画の見直しを行います。

7 資料

(1) 苫小牧市福祉のまちづくり条例

平成14年3月26日 苫小牧市条例代10号

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第5条）

第2章 福祉のまちづくりに関する基本的施策（第6条 - 第14条）

第3章 公共的施設などに係る措置

第1節 公共的施設に係る措置（第15条 - 第26条）

第2節 公共的車両など及び住宅に係る措置（第27条・第28条）

第4章 苫小牧市福祉のまちづくり推進会議（第29条）

第5章 雑則（第30条）

附則

全ての人々が安心して快適な日常生活を営み、等しく社会、経済、文化 その他あらゆる分野の活動に参加することができる地域社会の実現は、私たち市民の共通した願いである。

このような社会を実現するためには、高齢者、障害者等の社会参加を困難にしている建物などの構造上の障壁、偏見等の意識上の障壁その他日常生活又は社会生活における様々な障壁を取り除き、誰もが自らの意思で自由に行動し、社会参加することができる環境を創り上げる必要がある。

私たちは、高齢者、障害者等の積極的な社会参加を可能とするための福祉のまちづくりが、同時に全ての市民にとって暮らしやすいまちづくりになるとの認識の下、共に力を合せて福祉のまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、し、事業者及び市民の債務を明らかにすると共に、史の基本的思索について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを推進し、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。

（2） 公共的施設 病院、百貨店、ホテル、飲食店、学校、道路、公園その他の不特定かつ多数のものの利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

(3) 公共的車両等 一般書客の用に供する鉄道の車両、自動車その他これらに類するものをいう。

(4) 公共的施設等 公共的施設、公共的車両等及び住宅をいう。

(市の債務)

第3条 市は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実現する債務を有する。

2 市は、福祉のまちづくりに関し、市民及び事業者の意見を反映するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、自ら所有し、又は管理する公共施設などについて、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような整備に努めるものとする。

(事業者の債務)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら所有し、又は管理する公共施設等について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような整備に努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する債務を有する。

2 事業者は、その使用する従業員等が福祉のまちづくりに関する活動に積極的に参加できるよう必要な配慮に努めるものとする。

(市民の債務)

第5条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する債務を有する。

第2章 福祉のまちづくりに関する基本的施策

(施策の基本方針)

第6条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 全ての市民がその果たすべき役割を認識しつつ、自主的かつ積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。

(2) 市、事業者及び市民が相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりに取り組むこと。

(推進計画)

第7条 市長は、前条の基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する長期的な施策の目標

(2) 福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の推進を図る為に必要な事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、苫小牧市福祉のまちづくり推進会議の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、当該推進計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(学習の推進)

第8条 市は、福祉のまちづくりについて、市民及び事業者が理解を深め、これらの者による活動が促進されるよう、福祉のまちづくりに関する学習を推進する為必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第9条 市は、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する活動の促進に資するため、福祉のまちづくりに関する情報を適切に提供するものとする。

(技術的な助言等)

第10条 市は、福祉のまちづくりに関する取り組みを支援するため、技術的な助言、助成その他の必要かつ適正な措置を講ずるよう努めるものとする。

(防災上の配慮)

第11条 市は、高齢者、障害者等に関し、災害時における安全性を確保する為必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(調査、研究等)

第12条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、調査、研究その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(国及び北海道等との連携等)

第14条 市長は、福祉のまちづくりのために広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び北海道その他の地方公共団体(この条において「国および北海道等」という。)と連携して、その推進に努めるとともに、必要に応じて国及び北海道等に対し、制度の改善その他の必要な措置を講じるよう要請するものとする。

第3章 公共的施設等に係る措置

第1節 公共的施設に係る措置

(基礎的基準)

第15条 市長は、公共的施設の出入り口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、歩道、園路その他の不特定かつ多数の者の利用に供する部分(以下「出入り口等の部分」という。)の構造及び設備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備するために必要な基準(以下「基礎的基準」という。)を定めなければならない。

2 前項の基礎的基準は、規則で定める。

(基礎的基準の遵守)

第 16 条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を基礎的基準に適合させるよう努めなければならない。

(公共的施設の新築等の届出)

第 17 条 公共的施設(規則で定める公共的施設を除く。以下この条から第 20 条まで及び第 22 条において同じ。)の新築、改築、大規模の修繕もしくは大規模の模様替(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該工事の内容を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該工事の内容を市長に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第 18 条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る公共的施設の新築等の内容が基礎的基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(指示)

第 19 条 市長は、第 17 条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る公共的施設のうち規則で定めるものの新築等の内容が基礎的基準に著しく適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市長は、第 17 条の規定による届出をした者が当該届出の内容と異なる工事をしたと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指示をすることができる。

3 市長は、公共的施設の新築等をしようとする者が第 17 条の規定による届出をせずに工事に着手したと認めるときは、そのものに対し、当該届出をすべきことを指示することができる。

(報告及び立ち入り調査)

第 20 条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、第 17 条の規定による届出をしたものまたは同条の規定による届出をせずに工事に着手したものに対し、必要な報告を求め、又はその職員に、公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、基礎的基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立ち入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立ち入り調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第 21 条 市長は、第 19 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による指示に従わない者又は前条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立ち入り調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者があるときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表しようとする者に弁明の機会を与えなければならない。

(既存の公共的施設の適合状況の報告等)

第 22 条 市長は、必要があると認めるときは、既存の公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、当該公共的施設における高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告をした者に対し、基礎的基準を勘案して、必要な指導及び助言をすることができる。

(誘導的基準)

第 23 条 市長は、第 15 条に定めるもののほか、公共的施設の出入り口等の部分の構造及び設備に関し、誘導的基準を定めなければならない。

2 前項の誘導的基準は、規則で定める。

(適合証の交付)

第 24 条 市長は、公共的施設が基礎的基準または誘導的基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、基礎的基準又は誘導的基準に適合していることを証する証票を交付するものとする。

(機能の維持等)

第 25 条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、基礎的基準又は誘導的基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 何人も、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(国等に関する特例)

第 26 条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)については、第 17 条から第 21 条まで及び第 22 条第 2 項の規定は、適用しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、公共的施設の新築等をしようとする国等に対し、当該公共的施設の基礎的基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、第 22 条第 1 項又は前項の規定による報告があったときは、当該報告をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

第 2 節 公共的車両等及び住宅に係る措置

(公共的車両等に係る措置)

第 27 条 公共的車両等を所有し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講じるよう努めなければならない。

(住宅に係る措置)

第 28 条 住宅を供給する者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる住宅の供給に努めなければならない。

第 4 章 苫小牧市福祉のまちづくり推進会議

(福祉のまちづくり推進会議)

第 29 条 市長の附属機関として、苫小牧市福祉のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

-
- 2 推進会議は、市長の諮問に応じ、推進計画の策定及び変更並びに福祉のまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、福祉のまちづくりに関し、市長に意見を述べることができる。
 - 3 推進会議は、委員 15 人以内をもって組織する。
 - 4 委員は、福祉のまちづくりに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
 - 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 全各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める

第 5 章 雑則

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に北海道福祉のまちづくり条例（平成 9 年北海道条例第 65 号）第 19 条の規定による届出をした公共的施設については、第 17 条の規定は、適用しない。
(苫小牧市と区別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 3 苫小牧市と区別職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号中「及び市民文化芸術審議会」を、「市民文化芸術審議会及び福祉のまちづくり推進会議」に改める。

(2)福祉のまちづくり推進会議

委嘱期間 平成16年9月5日～平成17年3月31日

	委員氏名	団体名等
	磯井 智恵子	公募委員
	小澤 キシ子	苫小牧市社会福祉協議会
	小田島 泰	苫小牧市ボランティア連絡協議会
	金内 花枝	苫小牧駒澤大学
	鎌田 國孝	苫小牧商店街振興組合連合会
	佐々木 俊英	苫小牧商工会議所
	杉浦 真城	苫小牧青年会議所
	鈴木 健司	苫小牧市施設連絡協議会
	鈴木 さか江	苫小牧市町内会連合会婦人部会
	高橋 延枝	苫小牧市民生委員、児童委員協議会
	西田 清吾	苫小牧身体障害者福祉連合会
	半澤 次郎	苫小牧市老人クラブ連合会
	前田 栄一	公募委員
	吉田 利恵	車いすとボランティアサークル「YOU・友」
	吉本 政秀	精神障害者社会復帰施設連絡協議会

議長

副議長

(五十音順)

苫小牧市福祉のまちづくり推進計画

平成17年3月

発行：苫小牧市

編集 苫小牧市保健福祉部社会福祉課

〒053-0021 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

(0144) 32-6111 (内)4107・2103

FAX (0144) 36-3121